

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該の翌日が休日には、その翌日がとる場合)

生

示

次

◇

示 相互救済事業に係る昭和六十年度の経営状況

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

結核予防法による医療機関の指定

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良法による換地計画の決定

保安林の指定の解除予定(五件)

開発行為に関する工事の完了(五件)

出納長の権限に属する事務の委任

◇選管公示

選舉管理委員会の招集

◇正誤

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則申請正誤

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百六十三条の二第二項の規定に基づき、社団法人全国公営住宅共済会から同条第一項に規定する相互救済事業に係る昭和六十年度の経営状況の通知があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 雄 次

昭和60年度社団法人全国公営住宅共済会経営状況

1 事 業 実 繕

加入都道府県市區町村会員数

加 入 戸 数

共済契約金額

1,199

2,846,852,014,000円

613,741,919円

860,265戸

共済分担金

り 災 戸 数

災害共済金

復興建築助成戸数

防火・住宅施設改善助成会員数

防火・住宅施設改修助成金

48,822,940円

209

56,208,703円

273戸

昭和61年7月18日 金曜日

## 報 公 县 取 鳥

災害見舞戸数

災害見舞金

## 2 収支計算

(1) 収入 共済分担金(過年度分を含む)

457戸  
21,633,573円

退職給与引当金繰入

10,000,000円  
56,398,888円

会館収入

106,152,824円  
785,886,265円

(2) 支出 合計

329,367,377円  
192,631,761円

会館事業費

53,022,114円  
58,675,298円

その他の経費

633,696,550円  
152,189,715円

収支差額

(準備積立金へ繰入 152,189,715円)  
785,886,265円

のとおのと申せよ。

昭和六十一年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 田 次

次

鳥取県知事 第六回三十一回

国民健康保険法(昭和三十二年法律第二百九十一回)第三百一十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十一回)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 田 次

次

国民健康保険法(昭和三十二年法律第二百九十一回)第三百一十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十一回)第一条第一項の規定により次

療養取扱機関名	在所地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
イッシン薬局	米子市富士見町三丁目一二七	全国	昭和六十一年六月一日

## 鳥取県告示第六百三十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和六十一年七月十八日

を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
高見医院	東伯郡北条町大字国坂字河原 田七二〇	昭和六十一年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間  
昭和六十一年七月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所  
大栄町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、瑞穂地区土地改良区の定款の変更を昭和六十一年七月十五日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百三十五号

鳥取県告示第六百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大栄二期地区第六工区の換地計画

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡若桜町大字落折字坂ノ谷（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
無線施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 鳥取県告示第六百三十八号  
次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
- 昭和六十一年七月十八日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
日野郡日南町菅沢字呼子山二〇九七の二・二〇九七の二六・印賀字吉ヶ谷山二一〇の一・二一一の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
河川管理施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 鳥取県告示第六百三十九号  
次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
- 昭和六十一年七月十八日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
日野郡日南町阿毘縁字中倉二〇一四の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
河川管理施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第六百四十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和六十一年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 1 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町阿毘縁字中倉二〇一四の一（国有林。次の図に示す部

分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

## 二 1 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町阿毘縁字中倉二〇一四の三（国有林。次の図に示す部

分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

日野郡日南町阿毘縁字二ノ谷尻下モ道上エ二一一二の七（国有林。

次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## 3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

## 鳥取県告示第六百四十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字浜村字西浜七八三の四二三（次の図に示す部分に限る。）、七八三の一三六一、七八三の一三六二

## 二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

## 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び氣高郡役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第六百四十二号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**一 開発許可の年月日及び番号**

昭和六十一年四月二十五日鳥取県指令受都計三一一第一二号

**二 開発区域に含まれる地域の名称**

鳥取市六反田字東前大平

**三 開発許可を受けた者の住所及び氏名**

鳥取市松原四〇五一一

高田 裕

**鳥取県告示第六百四十三号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第六百四十四号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**一 開発許可の年月日及び番号**

昭和六十一年四月三十日鳥取県指令受米土維第二百七十一号

**二 開発区域に含まれる地域の名称**

米子市上福原字北濱ノ一及び字西屋敷

**三 開発許可を受けた者の住所及び氏名**

米子市旗ヶ崎一四六

有限会社 太田工務店

代表取締役 太田幸成

**一 開発許可の年月日及び番号**

昭和六十一年六月二十四日鳥取県指令受都計三一一第三号

**鳥取県告示第六百四十五号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年十一月二十七日鳥取県指令受都計第二百八十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市河崎一七三七一五

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯部久美子

**鳥取県告示第六百四十六号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

**昭和五十六年五月十二日鳥取県指令受倉土維第二百八十三号**

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡三朝町大字大瀬字栗谷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡三朝町大字三朝一〇一四

鳥取レジャー開発株式会社

代表取締役 橋本 熱

**鳥取県告示第六百四十七号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十二条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第一百七十条第四項後段の規定により告示する。

昭和六十一年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務

1 次の公演に係る入場料の収納事務

公演の種類等	期	日	会場
東京混声合唱団開幕公演 「ミュージカル『コーラス』」	昭和六十一年九月五日		鳥取市民会館
米子市公会堂	昭和六十一年九月十二日		

東京交響楽團演奏会

昭和六十一年十月二十三日

倉吉福祉会館

## 一の1の事務

昭和六十一年七月二十一日から同年十月三十一日まで

## 一の2の事務

昭和六十一年九月一日から同月四日まで

展覧会の種類等	期	日	会場
鳥取県美術展覧会	前期 昭和六十一年十月一日から 同月五日まで	昭和六十一年九月十四日から 月二十三日まで	倉吉博物館
	後期 昭和六十一年十月八日から 同月十二日まで	昭和六十一年十月十八日から 月二十七日まで	鳥取県立博物館 料館 倉吉歴史民俗資料館

## 選挙管理委員会告示

## 鳥取県選挙管理委員会告示第八十三号

昭和六十一年第十一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十一年七月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前田忠雄

一日時 昭和六十一年七月二十二日(火)午前十一時

二場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室

三議題 鳥取県議會議員石美郡選挙区補欠選挙について

正誤

二 委任を受けた出納員	鳥取県教育委員会事務局文化課
一の1の事務	鳥取県教育委員会事務局文化課
文化係長 川上敬賀	鳥取県教育委員会事務局文化課
主 任 橋本節子	鳥取県教育委員会事務局文化課

## 三 委任期間

鳥取県教育委員会事務局文化課	文化係長 川上敬賀
主 任 橋本節子	主 事 民木一美

七 下 八及び九 管理職手当の支給に關する規則	正誤
正誤	正誤

管理職手当に關する規則の一部を改正する規則(昭和六十一年七月鳥取県人事委員会規則第十三号)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。